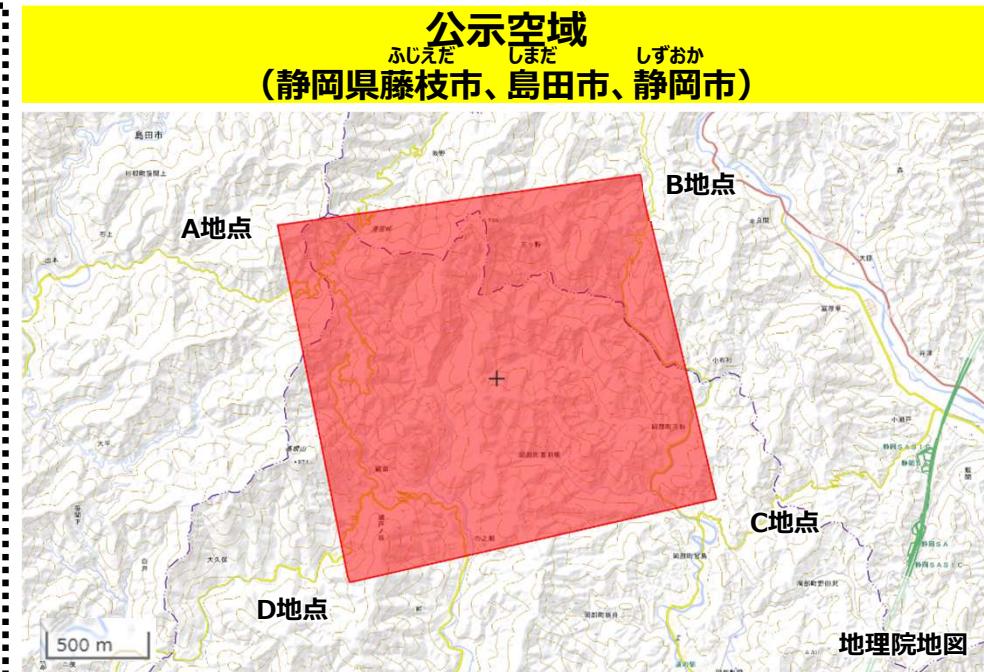


静岡県藤枝市で発生した林野火災について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和8年1月20日 11時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和7年度緊急用務空域 公示第6号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和7年度緊急用務空域 公示第6号を指定する。
- A) 関係都道府県：静岡県（E項に詳述）
- B) 開始：令和8年1月20日 11時00分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：以下、A～D地点で示す地点で囲む範囲
(静岡県藤枝市、島田市、静岡市)
A地点 (北緯35度00分49秒、東経138度10分48秒)
B地点 (北緯35度01分15秒、東経138度14分36秒)
C地点 (北緯34度58分28秒、東経138度15分24秒)
D地点 (北緯34度57分45秒、東経138度11分33秒)
- F) 下限：地上
- G) 上限：地上から500m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。
なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。
航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。